

序　論

選択式問題のアプローチの仕方

1 問題を読む

最初から選択肢は見ない方が良い（選択肢に引っ張られないため）。まずは選択肢を見なくても回答できるものから回答していく。

2 問題の余白に答え（キーワード）をメモしておく

3 選択肢をグルーピングする（選択肢無しには回答できない場合）

選択肢をグルーピングする。
空欄1つに対し、4つの選択肢の候補がある。

4 選択肢を絞り込む

推測型問題の選択肢の絞り方

社労士試験の選択式問題は、大別すると、次の二つに分別される。

①	知らなければ解くことができない問題	知識型問題
②	知らなくても問題文から推測することで正解を絞り込むことができる問題	推測型問題

知識型については、知らなければ解きようがない。

ここでは推測型において、どのようにキーワードを推測し、絞り込むことができるかを平成27年の過去問を例に考えてみたい。

例1) 平成27年本試験問題一部抜粋 (社会保険に関する一般常識)

児童手当法第1条は、「この法律は、子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、□を目的とする。」と規定している。

注) 線は独自に引いたものです。

選択肢

- ① 次代の社会を担う児童が育成される社会の形成に資すること
- ② 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること
- ③ 児童の福祉の増進を図ること
- ④ 一人一人の児童が健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること

■解説

まず、空欄の前後の文脈 (の部分) に注目する。

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に



児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに



□を目的とする。

これを要約すると、

保護者に児童手当を支給することにより、家庭の生活の安定に寄与し、

□を成し遂げる

という内容であることが分かる。

これを踏まえて選択肢を検討する。

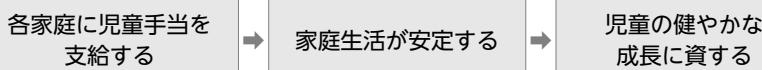
- ① 次代の社会を担う児童が育成される社会の形成に資すること
- ② 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること
- ③ 児童の福祉の増進を図ること
- ④ 一人一人の児童が健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること

①と④は、社会の形成と社会の実現という語句があり、社会という大きなテーマについて言及した内容であることが分かる。

児童手当はあくまで保護者、各家庭に支給されるものであり、個人の家庭生活の安定について言及している児童手当法第1条の内容とは結び付かない。

∴①と④は除外する。

残りの②と③は悩むところではあるが、



という流れを連想することができることから、

- ② 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること

に絞ることができる。

例2) 平成27年本試験問題一部抜粋（社会保険に関する一般常識）

高齢者医療確保法第2条第1項は、「国民は、[]に基づき、自ら加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、高齢者の医療に要する費用を公平に負担するものとする。」と規定している。

注) ~~線は独自に引いたものです。

選択肢

- ① 公的責任の実現と社会連帯の精神
- ② 自助と連帯の精神
- ③ 扶助と貢献の精神
- ④ 自立と公助の精神

■解説

上記選択肢から空欄には「〇〇の精神」が入ることが分かる。

高齢者医療確保法第2条第1項の内容を要約すると、

[〇〇の精神]に基づき、自ら加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努め、[〇〇の精神]に基づき、費用を公平に負担する。

となることが分かる。

まず前段を考えてみる。

自ら加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めることは、どのような精神に基づくものであるといえるか？

内容は、心身の変化を自覚して、自分の健康の保持増進に努めましょう、というものであるから、選択肢の①の「公的責任」と③の「扶助」という言葉は当てはまらないと考えてよい。高齢者は自立した存在であるから、④の「自立」も除外される。

- ① 公的責任の実現と社会連帯の精神
- ② 自助と連帯の精神
- ③ 扶助と貢献の精神
- ④ 自立と公助の精神

内容にもっともふさわしいものは、「自助」が含まれる

② **自助と連帯の精神**

である。

念のため後段も検討する。

費用を公平に負担することは、どのような精神に基づくものであるといえるか？

③の「貢献の精神」と④の「公助の精神」は当てはまらない。

- ① 公的責任の実現と社会連帯の精神
- ② 自助と連帯の精神
- ③ 扶助と貢献の精神
- ④ 自立と公助の精神

「公平に負担する」に該当する語句は「連帯」であり、これが含まれる選択肢、①公的責任の実現と社会連帯の精神と②自助と連帯の精神のいずれかとなる。

前段との関係から、

② **自助と連帯の精神**

に絞り込まれる。